記者発表資料

平成２８年１０月１８日
秋田河川国道事務所
湯沢河川国道事務所
成瀬ダム工事事務所
玉川ダム管理所

「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」に対する意見を募集中です
～１１月４日（金）まで募集しています～

○国土交通省東北地方整備局では、平成２６年１１月に策定された「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）」に基づき、雄物川の治水、利水、河川環境の整備と保全、維持管理を進めています。

○このたび、平成２７年９月に発生した関東・東北豪雨により水防災意識社会を再構築する取組を行うこと、並びに、成瀬ダムの型式等諸元を変更することから、「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」を作成しましたので、関係する住民の皆様から広くご意見を募集しています。

１．意見募集期間
平成 28 年 10 月 3 日（月）～平成 28 年 11 月 4 日（金）17:00 必着

２．意見応募方法
①意見書（別紙－２）による応募
・郵送の場合：〒 012-0862　秋田県湯沢市関口字上寺沢 64-2
国土交通省　東北地方整備局　湯沢河川国道事務所　調査第一課あて
・ＦＡＸの場合：0183-72-2164（調査第一課あて）
・意見募集箱への投函：変更素案閲覧場所（別紙－１）に設置している意見募集箱へ投函して下さい。
②ハガキ（別添）による応募
・閲覧場所に置いているパンフレット付属のハガキからも応募できます。（切手は不要です）
③ホームページによる応募
湯沢河川国道事務所ホームページ内の意見募集ページに書き込みできます。
意見募集ﾍﾟｰｼﾞ URL：http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/iken/iken_2016.htm

※変更素案閲覧場所には、変更素案・意見書用紙・パンフレット・意見募集箱を備え付けております。
※ホームページでも変更素案、意見書用紙、パンフレットの閲覧・ダウンロードが出来ます
※募集開始については、9 月 30 日に記者発表しております。

≪発表記者会≫
秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・角館支局・湯沢支局

問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局 【湯沢河川国道事務所】 住所　湯沢市関口字上寺沢 64 番地 2 号 TEL ０１８３－７３－３１７４（代表） 副所長（河川）　佐藤　徳男（内線２０４） ○調査第一課長　　木村　博英（内線３５１）

◆ 「雄物川水系河川整備計画(変更素案)」の閲覧場所　　※平成28年10月3日(月)から閲覧可能　　別紙－1

地　域	機　関	閲　覧　場　所	担 当 課	住　所	閲 覧 時 間
秋田市内	国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	調査第一課	〒010-0951　秋田県秋田市山王1丁目10-29	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
		東北地方整備局 秋田河川国道事務所 茨島出張所		〒010-0065　秋田県秋田市茨島5丁目6-28	
	秋田県	秋田県庁 本庁舎	建設部 河川砂防課	〒010-8570　秋田県秋田市山王4丁目1-1	
		秋田県 秋田地域振興局		〒010-0951　秋田県秋田市山王4丁目1-2	
	秋田市	秋田市役所 本庁舎	建設部 道路建設課	〒010-8560　秋田県秋田市山王1丁目1番1号	
		秋田市役所 雄和市民サービスセンター		〒010-1223　秋田県秋田市雄和妙法字上大部48-1	
大仙市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 大曲出張所		〒014-0054　秋田県大仙市大曲金谷町25-40	
		東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 大曲国道維持出張所		〒014-0067　秋田県大仙市飯田字大道端128	
	秋田県	秋田県 仙北地域振興局		〒014-0062　秋田県大仙市大曲上栄町13-62	
	大仙市	大仙市役所 大曲南庁舎	建設部 道路河川課	〒014-0063　秋田県大仙市大曲日の出町2丁目8番4号	
		大仙市役所 神岡支所		〒019-1701　秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16番地3	
		大仙市役所 西仙北支所		〒019-2112　秋田県大仙市刈和野字本町5	
		大仙市役所 中仙支所		〒014-0203　秋田県大仙市北長野字茶畑141	
		大仙市役所 協和支所		〒019-2411　秋田県大仙市協和境字野田4番地	
		大仙市役所 仙北支所		〒014-0805　秋田県大仙市高梨字田茂木10番地	
		大仙市役所 太田支所		〒019-1613　秋田県大仙市太田町太田字新田田尻3番地4	
		大仙市役所 南外支所		〒019-1902　秋田県大仙市南外字下袋218	
	その他	道の駅 かみおか		〒019-1702　秋田県大仙市北楢岡字船戸187	
		道の駅 なかせん		〒014-0207　秋田県大仙市長野字高畑95-1	

地　域	機　関	閲覧場所	担当課	住　所	閲覧時間
横手市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 十文字出張所		〒019-0522　秋田県横手市十文字町西上38-3	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	秋田県	秋田県 平鹿地域振興局		〒013-8502　秋田県横手市旭川1丁目3番41号	
	横手市	横手市役所（平鹿地域振興局庁舎内）	建設課	〒013-8502　秋田県横手市旭川1丁目3番41号	
		横手市役所 増田地域局		〒019-0701　秋田県横手市増田町増田字土肥館173番地	
		横手市役所 横手地域局		〒013-8601　秋田県横手市条里1丁目1番64号（条里南庁舎）	
		横手市役所 平鹿地域局		〒013-0105　秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞393番地	
		横手市役所 雄物川地域局		〒013-0205　秋田県横手市雄物川町今宿字鳴田1番地	
		横手市役所 大森地域局		〒013-0514　秋田県横手市大森町字大中島268番地	
		横手市役所 十文字地域局		〒019-0527　秋田県横手市十文字町字海道下7番地	
		横手市役所 山内地域局		〒019-1108　秋田県横手市山内土渕字二瀬8番地4	
		横手市役所 大雄地域局		〒013-0461　秋田県横手市大雄字三村東18番地	
	その他	道の駅 十文字		〒019-0529　秋田県横手市十文字町字海道下21番地4	
		道の駅 さんない		〒019-1108　秋田県横手市山内土渕字小目倉沢34	
湯沢市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	調査第一課	〒012-0862　秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2	
		東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 湯沢国道維持出張所		〒012-0855　秋田県湯沢市愛宕町5丁目1-3	
		東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所	調査設計課	〒012-0862　秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2	
	秋田県	秋田県 雄勝地域振興局		〒012-0857　秋田県湯沢市千石町2丁目1-10	
	湯沢市	湯沢市役所 本庁舎	建設部 建設課	〒012-8501　秋田県湯沢市佐竹町1番1号	
		湯沢市役所 稲川総合支所		〒012-0105　秋田県湯沢市川連町字上平城120番地	
		湯沢市役所 雄勝総合支所		〒019-0204　秋田県湯沢市横堀字下柴田39番地	
		湯沢市役所 皆瀬総合支所		〒012-0183　秋田県湯沢市皆瀬字沢梨台51番地	
	その他	道の駅 おがち		〒019-0205　秋田県湯沢市小野字橋本90	

地　域	機　関	閲覧場所	担当課	住　所	閲覧時間
羽後町内	羽後町	羽後町役場	建設課	〒012-1131　秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野177	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	その他	道の駅 うご		〒012-1131　秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野200	
東成瀬村内	東成瀬村	東成瀬村役場	建設課	〒019-0801　秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	
仙北市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 秋田駒ケ岳山系砂防出張所		〒014-1201　秋田県仙北市田沢湖生保内字駒ケ岳2-16	
		東北地方整備局 玉川ダム管理所		〒014-1205　秋田県仙北市田沢湖玉川字下水無92	
	仙北市	仙北市役所 西木庁舎	建設部 建設課	〒014-0592　秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田47	
		仙北市役所 角館庁舎		〒014-0392　秋田県仙北市角館町東勝楽丁19	
		仙北市役所 中町庁舎		〒014-0318　秋田県仙北市角館町中町36	
		仙北市役所 田沢湖庁舎		〒014-1298　秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30	
美郷町内	美郷町	美郷町役場 本庁舎	建設課	〒019-1541　秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10	
		美郷町役場 六郷出張所		〒019-1404　秋田県仙北郡美郷町六郷字安楽寺122番地	8時30分～17時00分(月曜日(国民の祝日に当たる場合は翌日)を除く)
		美郷町役場 仙南出張所		〒019-1234　秋田県仙北郡美郷町飯詰字北中島37番地1	
	その他	道の駅 雁の里せんなん		〒019-1302　秋田県仙北郡美郷町金沢字下舘124	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)

※この用紙は、別紙－１に記載の閲覧場所に備え付けてあります

別紙―２（意見提出様式）

国土交通省東北地方整備局　湯沢河川国道事務所　調査第一課　宛

「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」に対する

意　見　書

①氏名(フリガナ)		
②住所（都道府県名と市町村名までは、必ずご記入ください。）		
③電話番号又は 電子メールアドレス		
④年齢		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上
意見該当箇所		⑤ご意見ごとに 200 文字以内で記載してください。
頁	行	
⑥今回の意見募集を どのように知りましたか？		ホームページ（国土交通省）　・　市町村広報誌　・　閲覧場所　・　左記以外

※いただいたご意見に関しての個人情報は、目的以外では使用いたしません。

〔　　／　　〕

記載例

別紙―２（意見提出様式）

国土交通省東北地方整備局　湯沢河川国道事務所　調査第一課　宛

「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」に対する

意　見　書

①氏名(フリガナ)		東北　太郎（トウホク　タロウ）
②住所（都道府県名と市町村名までは、必ずご記入ください。）		秋田県湯沢市
③電話番号又は 電子メールアドレス		０１８３－●●－●●●●
④年齢		20歳未満・20代・30代・40代・(50代)・60歳以上
意見該当箇所		⑤ご意見ごとに 200 文字以内で記載してください。
頁	行	
■	◆	【意見１】（複数意見がある場合にはご意見ごとに分けてください） ●●については、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・であり、・・・・・・・・・・・・・・・・・ではないか。
○	×	【意見２】 ●●については、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・であり、・・・・・・・・・・・・・・・・・と思う。
△	▲	【意見３】 ○○は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・である。 また、・・・・・・・・・・・・・・・・・の場合は、・・・・・・・・・・も考えられる。 上記を勘案すると、・・・・・・・・・・が望ましいと考えられる。
⑥今回の意見募集を どのように知りましたか？		(ホームページ（国土交通省）)・市町村広報誌・閲覧場所・左記以外

※複数ページになる場合には、〔当該ページ/全ページ数〕を記入して下さい。

みなさまのご意見をお聴かせください

※いただいたご意見を参考にさせていただきますので **11月4日(金)** までにご投函ください。

雄物川は、地域に住むみなさまの共有財産です。雄物川のこれからの川づくりに関するみなさまからのご意見を参考に、国土交通大臣管理区間の河川整備計画を変更いたします。

『雄物川水系河川整備計画【変更素案】』の本文は、国・県・市町村などで閲覧できます。また、湯沢河川国道事務所等のホームページでも公開しています。

雄物川水系河川整備計画【変更素案】閲覧場所

名称	担当課	住所	連絡先
秋田河川国道事務所	調査第一課	秋田市山王一丁目10-29	018-864-2288
茨島出張所		秋田市茨島五丁目6-28	018-862-4362
湯沢河川国道事務所	調査第一課	湯沢市関口字上寺沢64-2	0183-73-5544
十文字出張所		横手市十文字町字西上38-3	0182-42-0109
大曲出張所		大仙市大曲金谷町25-40	0187-63-3340
秋田駒ヶ岳山系砂防出張所		仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2-16	0187-46-2681
大曲国道維持出張所		大仙市飯田字大道端128	0187-63-2157
湯沢国道維持出張所		湯沢市愛宕町五丁目1-3	0183-72-1661
成瀬ダム工事事務所	調査設計課	湯沢市関口字上寺沢 64-2	0183-73-5560
玉川ダム管理所	管理係	仙北市田沢湖玉川字下水無92	0187-49-2170
秋田市役所	道路建設課	秋田市山王一丁目1番1号	018-888-5749
大仙市役所	道路河川課	大仙市大曲日の出町二丁目8番4号	0187-66-4905
仙北市役所	建設課	仙北市西木町上荒井字古掘田47	0187-43-2294
横手市役所	建設課	横手市旭川一丁目3番41号	0182-32-2406
湯沢市役所	建設課	湯沢市佐竹町1番1号	0183-73-2155
美郷町役場	建設課	仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10	0187-84-4910
羽後町役場	建設課	雄勝郡羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111
東成瀬村役場	建設課	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	0182-47-3408

※上記以外でも変更素案を閲覧できる場所があります。詳しくは湯沢河川国道事務所調査第一課までお問い合わせください。

ハガキでの意見受付

意見募集のハガキ

✂キリトリ線

雄物川水系河川整備計画(変更素案)に関するご意見を下枠にご記入ください。

意見該当箇所		ご意見ごとに200文字以内で記載してください。
頁	行	
今回の意見募集をどのように知りましたか？		ホームページ(国土交通省) 市町村広報誌 ・ 閲覧場所 ・ その他

※キリトリ線でハガキ部分を切り取り、備え付けの募集箱または郵便ポストに平成28年11月4日までに投函してください。(当日消印有効)

✂キリトリ線

今後のスケジュール

河川整備計画 変更素案作成 [H28.8]

意見　雄物川水系河川整備 学識者懇談会 [H28.8.1]

地域のみなさまからのご意見を参考に修正

意見 ・意見募集 (ハガキ・FAX・インターネット等) ・関係住民からの意見を聴く場の開催

河川整備計画 変更原案作成

意見　関係機関意見

河川整備計画の変更

ホームページでの意見受付

みなさまからのご意見はホームページでも受付します。詳細は湯沢河川国道事務所等のホームページで公開しています。多くの方々からのアクセスをお待ちしております。

●ホームページURL

秋田河川国道事務所 http://www.thr.mlit.go.jp/akita/

湯沢河川国道事務所 http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/

成瀬ダム工事事務所 http://www.thr.mlit.go.jp/narusedam/

玉川ダム管理所 http://www.thr.mlit.go.jp/tamagawa/

このバナーをクリック → 雄物川水系河川整備計画【変更素案】に対する意見募集

関係住民からの意見を聴く場の開催について

日時	開催場所(開催地域)
10/13(木)19:00~21:00	東成瀬村山村開発センター(東成瀬村)
10/14(金)19:00~21:00	湯沢市役所(湯沢市)
10/17(月)19:00~21:00	秋田市雄和市民サービスセンター(秋田市)
10/18(火)19:00~21:00	羽後町活性化センター(羽後町)
10/19(水)19:00~21:00	雄物川コミュニティセンター(横手市)
10/21(金)19:00~21:00	大仙市大曲交流センター(大仙市)

雄物川水系河川整備計画(変更素案)を説明し、ご意見をいただきます。ご意見の発表には事前の申込み(〆切10月7日(金)午後5時まで)が必要となります。応募方法等はホームページをご覧ください。また、ご意見を発表されない方でも傍聴することは可能です。ただし、会場に入りきれない場合は先着順とさせていただきます。

お問い合わせ先

東北地方整備局
湯沢河川国道事務所 調査第一課
〒012-0862　秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2
TEL:0183-73-5544(調査第一課直通)
FAX:0183-72-2164

国土交通省

雄物川河川整備計画の変更について ご意見をお聴かせください

～雄物川水系河川整備計画※について～

雄物川では、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨により水防災意識社会を再構築する取組を行うこと、並びに、現在事業中の成瀬ダムの型式等諸元に変更が生じたことから、河川整備計画(平成26年11月策定)の変更が必要となります。

このパンフレットは、河川整備計画の変更にあたり、地域のみなさまのご意見をお聴きするための「河川整備計画【変更素案】」の概要説明となっております。

今後の河川整備の目標や進め方について、みなさまの貴重なご意見をお寄せ下さい。



平成26年9月撮影

添付のハガキを用いて、ご意見をお聴かせ下さい
11月4日(金)まで
ご投函ください。
(当日消印有効)

国土交通省 東北地方整備局
秋田河川国道事務所・湯沢河川国道事務所・成瀬ダム工事事務所・玉川ダム管理所

※河川整備計画とは、河川法の三つの目的である「治水」「利水」「環境」が総合的に達成できるよう、今後の川づくりについて具体的に示す計画であり、法律で定められたものです。現在の「雄物川水系河川整備計画」は平成26年11月に策定され、概ね30年間の段階的な川づくりの内容を示しており、雄物川水系の国土交通省大臣管理区間約182kmを対象としています。

雄物川水系河川整備計画の基本的な考え方

河川整備計画とは、河川法の三つの目的である「治水」「利水」「環境」が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成20年1月に策定された「雄物川水系河川整備基本方針」に沿って、当面実施する河川工事の目的・種類・場所等の具体的事項を示す法定計画です。

雄物川水系では、河川整備基本方針に基づき、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、以下の3点を基本理念とし、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境の調和を図りながら河川整備に関わる施策を総合的に展開します。

● 安全で安心が持続できる雄物川の実現

河川整備基本方針で定めた目標に向け、必要な各種治水対策を総合的に展開し、地域毎の治水安全度のバランスを考慮しつつ段階的な整備を進め、洪水、内水被害、高潮、地震等さまざまな災害から沿川地域住民の生命と財産を守るとともに、渇水に対する備えを充実させ、水利用の合理化、適正化に努め、良好な自然環境や生活環境の維持・向上等、地域の社会、経済、歴史、文化の基軸となっている雄物川にふさわしい安全と安心の実現を目指します。

また、地域の安全と安心が持続できるよう、流域の自然、歴史、社会特性を踏まえた効率的・効果的な河川の維持管理に努めます。

● 雄物川の豊かで多様な自然環境の保全と次世代への継承

雄物川の豊かで多様な自然環境と河川景観を守り、次の世代へと引き継ぐため、行政と地域の連携と協働のもと、地域と関わりが深い農業や漁業等に配慮しつつ、流域一体となった河川環境の創出・復元・保全を目指します。

● 雄物川を軸とした人・歴史・自然が調和した活力ある地域の創造

雄物川流域の河川空間は、大仙市の全国花火競技大会（大曲の花火）をはじめ、様々な祭事、公園や運動広場等多くの住民に活用されています。

雄物川が基軸となって形成された歴史・文化や自然環境が調和した人と川とがふれあえる場の整備・保全に努め、そこを拠点として地域の人々の交流や参加・連携を促すことにより、地域の活性化を目指します。

雄物川水系河川整備計画の変更方針

● 整備計画変更の背景

「雄物川水系河川整備計画」は、河川法第16条に基づき、平成20年1月に策定された「雄物川水系河川整備基本方針」に沿って、当面実施する河川工事の目的・種類・場所等の具体的事項を示す法定計画として平成26年11月に策定され、これまで、治水・利水・環境における目的が総合的に達成できるよう河川整備を実施してきました。

今回、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨により水防災意識社会を再構築する取り組みを行うこと、並びに、成瀬ダムの型式等諸元に変更が生じたことから、本計画の変更を行うものです。

● 整備計画変更のポイント

①ダム事業のダム諸元変更による見直し

「5.河川整備の実施に関する事項」の実施内容見直し

●成瀬ダムの型式を台形CSGダムに変更

②関東・東北豪雨、水防法改正及び答申等を受けた見直し

超過洪水への対応・対策を追加・修正

●「施設の能力を上回る洪水を想定した対策」を追加

●「危機管理体制の整備・強化」を見直し

③その他の事項の見直し

統計データ等の時点更新

雄物川水系河川整備計画（変更）の経緯

雄物川水系河川整備基本方針の決定（平成20年1月）

↓

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討（平成21年11月～平成25年1月）

↓

雄物川水系河川整備計画の策定（平成26年11月） 整備計画策定

↓

関東・東北豪雨（平成27年9月洪水）の発生

↓

成瀬ダム型式変更（ロックフィル→CSG）

↓

雄物川水系河川整備計画の変更 整備計画変更



成瀬ダム完成予想図（事業中）

ダム事業のダム諸元変更による見直し

● ダム諸元の変更内容

新たな技術である台形CSGダムを採用することにより、合理化施工が図られると共に、自然環境への影響低減が可能となることから、ダム諸元を変更します。

●ダム諸元の変更内容
→成瀬ダムの型式を、ロックフィルダムから台形CSGダムに変更



成瀬ダム諸元の変更による環境に与える影響の軽減

ロックフィルダムのイメージ



岩石採取後の原石山のイメージ



ロックフィルダムでは、大量の固い岩石を必要とするため２箇所からの採取を計画。

台形CSGダムのイメージ



台形CSGダムは、周辺から採取できる砂礫を活用でき、ダム堤体の体積も少なくなるため必要な岩石は１箇所からの採取を計画。

	ロックフィルダム（現計画）	台形CSGダム（計画変更）
標準断面図		
諸元	ダム高 113.5m　堤体積 11,958千m² 堤頂長 690m　総貯水容量 78,500千m²	ダム高114.5m(1.01)　堤体積 4,760千m²(0.40) 堤頂長778.5m(1.13)　総貯水容量78,500千m²(1.00)
特徴	◇堤体積を最小にする設計 ①堤体の設計 ▼ ②設計に適合した良好な材料の確保	◇材料強度に応じた堤体の設計 ①手近にある材料の工学的特性の調査 ▼ ②材料に応じた堤体の設計 ▼ ③コストの縮減、環境への影響低減

関東・東北豪雨、水防法改正及び答申等を受けた見直し

● 平成27年7月 改正水防法施行

・浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表（雄物川水系（大臣管理区間）では、平成28年6月10日に新たな浸水想定区域を公表しました。）

● 平成27年8月 社会資本整備審議会 気候変動に適応した治水対策検討小委員会「水災害分野における気候変動適応策のあり方について」

・比較的発生頻度の高い外力に対し、施設により災害の発生を防止

・施設の能力を上回る外力に対し、ソフト対策を重点的に「命を守り」「壊滅的被害を回避」

● 平成27年12月 社会資本整備審議会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」

・洪水が発生することを前提として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」を再構築

・流域自治体・県・気象台及び国土交通省で「雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立

その他の事項の見直し

● 統計データ等の時点更新

現在の河川整備計画（平成26年11月策定）に記載している統計データ等について、最新データへの時点更新を行っております。

キリトリ線

郵便はがき

料金受取人払郵便

湯沢局
承認
16

差出有効期限
平成28年11月
4日まで

（切手は不要です）

0128790

秋田県湯沢市関口
字上寺沢64－2

国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所
調査第一課　行

ご氏名（フリガナ）	
ご住所（都道府県名と市町村名までは、必ずご記入ください。）	
電話番号又は電子メールアドレス	
年　齢	代

※ご記入いただきました個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。ただし、いただいたご意見とともに、年齢、ご住所（都道府県名と市町村名のみ）を公表する場合があります。

キリトリ線

雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）
に対する意見募集について

国土交通省東北地方整備局では、「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の見直しに向けた取り組みを進めています。

このたび「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」を作成しましたので、関係する住民の皆様から広く意見を募集いたします。

１．意見募集対象

雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）

（以下「整備計画（変更素案）」という。）

※整備計画（変更素案）の閲覧・入手方法については、５．をご参照ください。

２．意見募集期間

平成２８年１０月３日（月）～ 平成２８年１１月４日（金）（１７時必着）

※郵送の場合は当日消印まで有効

３．応募方法

ご意見は、次のいずれかの方法にてご提出ください。

（１）意見書による提出

別紙－１（意見提出様式）に下記の①～⑥をご記入のうえ、ご提出をお願いします。

① 氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名、担当部署名及び担当者名）
② 住所
③ 電話番号又は電子メールアドレス
④ 年齢（企業、団体の場合は不要）
⑤ ご意見（ご意見に対する整備計画（変更素案）の該当頁と行も合わせて記載してください）
⑥ 意見募集を知った情報源

送付先：国土交通省東北地方整備局　湯沢河川国道事務所　調査第一課　宛

次のいずれかの方法でご提出ください。

① 郵送の場合：〒012-0862　秋田県湯沢市関口字上寺沢６４－２
② ＦＡＸの場合：0183-72-2164
③ 意見募集箱への投函の場合

別紙―１の閲覧場所に設置している募集箱へ投函してください。

（２）湯沢河川国道事務所のホームページ（インターネット）への意見提出

湯沢河川国道事務所のホームページ内の「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）(変更素案)」についての意見募集ページの書き込み欄に記入してください。

意見募集ページ：

http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/iken/iken_2016.htm

４．意見提出にあたっての注意事項

①ご意見は別紙―２（意見提出様式）の意見書に 200 文字以内で記載して下さい。

②ご意見は日本語でご記入いただくようお願いします。

③ご記入いただきました個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、いただいたご意見とともに、年齢、住所(都道府県名と市町村名)を公表する場合があります。

④電話でのご意見は受け付けておりません。

⑤提出していただいたご意見については、東北地方整備局の考え方を示した上で、後日公表する予定です。

⑥期限までに到着しなかったもの、上記１．～４．の意見の提出方法・内容に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。

- 個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
- 個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- 個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
- 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- 営業活動等営利を目的とした内容

５．整備計画（変更素案）の閲覧・入手方法

整備計画（変更素案）は、次の方法で閲覧又は入手することができます。

①インターネットによる閲覧・ダウンロード

国土交通省東北地方整備局　湯沢河川国道事務所ホームページをご覧願います。

http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/iken/iken_2016.htm

②閲覧場所での資料の閲覧

別紙―２の閲覧場所において、整備計画（変更素案）を閲覧することができます。

閲覧期間：平成２８年１１月４日（金）１７時まで

なお、閲覧場所に備え付けの閲覧資料は貸し出しできませんのでご了承願います。

〈応募手続等に関する問い合わせ先〉

国土交通省　東北地方整備局　湯沢河川国道事務所

TEL 0183-73-3174(代表)

副所長（河川）　佐藤　徳男（内線 204）

○調査第一課長　　木村　博英（内線 351）